

理由	3. 普通徴収の場合	※市町村記入欄
	市町村 審査会 記入 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため 3. 死亡による退職であるため	

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

◎この異動届出書は異動があった月の翌月10日までに必ず（一括徴収した場合においても）提出して下さい。
◎この異動届出書は、コピーして使用していただいても結構です。

										年 度		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度							
令和 5 年 11 月 5 日 糸満 市長殿				給与支払者 〔特別徴収義務者〕	所在地	〒901-0361 糸満市字糸満10-1-1										特別徴収義務者 指 定 番 号		40000100	
					フリガナ	イトマンショウジ										宛 名 番 号		12	
					氏名又は名称	(株) 糸 満 商 事										担連 当 絡 者 先	所 属	総 務	
					個人番号 又は法人番号	7	8	9	0	1	2	3	4	5	6		7	8	9
															電 話		098-840-8128 内線 (252)		
給 与 所 得 者	フリガナ	キンショウ サブロウ				(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 日	異 動 の 事 由	異動後の未徴収 税額の徴収方法								
	氏 名	金 城 三 郎																	
	生年月日	S34 年 5 月 6 日																	
	個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	1. 退 職 2. 転 職 3. 休 職 4. 死 亡 5. 支 払 少 額 6. 合 併 7. そ の 他 〔事由・理由〕	1. 特別徴収継 続 2. 一 括 徴 収 3. 普 通 徴 収 (本人納付)				
	受給者番 号					6 月 か ら 10 月 ま	11 月 か ら 5 月 ま	5 年 10 月 31 日											
	1月1日 現在の住 所	糸満市西崎1-2-3																	
異動後の 住 所	那覇市東町6-8-4				54,700 円	23,200 円	31,500 円												

1. 特別徴収継続の場合															新しい勤務先へは、月割額 4,500 円を 1 月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入するよう連絡済みです。 受 給 者 番 号 納入書の要否 (新規の場合のみ記 載)										
新 特 別 徴 収 勤 務 先	特別徴収義務者 指 定 番 号	40654300 (新規)					法 人 番 号	4	5	6	7	8	9	0						1	2	3	4	5	6
	所 在 地	〒900-0002 那覇市曙3-2-16					担 当 者 連 絡 先	所 属	総務																
	フリガナ	ナハショウカイ						氏 名	玉城 幸子																
	氏名又は名称	(株) 那 覇 商 会						電 話	098-840-8111 内線 (344)					1	右から 番号を 記入	1. 必要 2. 不要									

2. 一括徴収の場合															左記の一括徴収した税額は、 月分（翌月10日納入期限分）で 納入します。				
理 由	☐	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があつたため										徴収予定月日	徴収予定額 (上記 (ウ) と同額)						
		☐	2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため										月 日	円					

3. 普通徴収の場合															※市町村記入欄				
理 由	☐	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため																	
		2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額 (ウ) 以下であるため																	
		3. 死亡による退職であるため																	

《記入例》

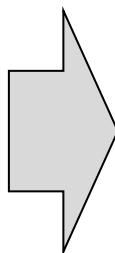
● 退職したとき～普通徴収へ切替

◎税額がない方についても提出が必要です。

金城三郎さんの市民税・県民税

年税額 54,700円

月割額	
6月 5,200円	(株)糸満商事で 10月分まで 徴収済み 23,200円
7月 4,500円	
8月 4,500円	
9月 4,500円	
10月 4,500円	
11月 4,500円	未徴収税額 31,500円
12月 4,500円	
1月 4,500円	
2月 4,500円	
3月 4,500円	
4月 4,500円	役所から本人 へ納税通知書 を送付します
5月 4,500円	



給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

◎この異動届出書は異動があった月の翌月10日までに必ず（一括徴収した場合においても）提出して下さい。
◎この異動届出書は、コピーして使用していただいても結構です。

令和5年11月5日		所在地 〒901-0361 糸満市字糸満10-1-1		所得者番号 40000100	
糸満 市長殿		フリガナ イトマンショウジ		宛名番号 12	
給与支払者 糸満 市長殿		氏名又は名称 (株)糸満商事		担連 所属 総務	
個人番号 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9		異動 異動の事由		氏名 上原 花子	
異動後の住所 那覇市東町6-8-4		異動の事由 1. 退職 2. 異動 3. 死亡 4. 転居 5. 欠勤 6. 欠勤 7. その他		者先 電話 098-840-8128 内線 (252)	
給与所得者	フリガナ キンジョウ サブロウ	氏名 金城三郎	生年月日 S34年5月6日	個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	受給者番号
1月1日現在の住所	糸満市西崎1-2-3		異動後の住所	那覇市東町6-8-4	
特別徴収税額 (年税額)	54,700円	徴収済額 (ア)	23,200円	未徴収税額 (ウ)	31,500円
異動年月日	6月10日	異動の事由	1. 退職 2. 異動 3. 死亡 4. 転居 5. 欠勤 6. 欠勤 7. その他	異動後の未徴収税額の徴収方法	3. 普通徴収 (本人納付)
1. 特別徴収継続の場合					
特別徴収義務者	(新規) 法人番号		新しい勤務先へは、月割額 円を		
所在地	フリガナ		月分 (翌月10日納入期限) から		
氏名又は名称	担当者連絡先		徴収し、納入するよう連絡済みです。		
氏名			受給者番号		
電話			納入書の要否 (所属の場合のみ記載)		
内線 ()			おから 番号を 記入 1. 必要 2. 不要		
2. 一括徴収の場合					
理由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため		徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、
おから 番号を 記入	2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため		月	日	月分 (翌月10日納入期限) で
			納入します。		
3. 普通徴収の場合					
理由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため				
おから 番号を 記入	2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額 (ウ) 以下であるため				
3. 死亡による退職であるため					

※市町村記入欄

《記入例》

●退職したとき～一括徴収する

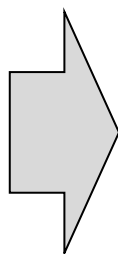
◎1月1日から5月31日までの間に退職される方の未徴収税額は、本人の申出がなくても、同年5月31日までに支払われる給与または退職手当等から一括徴収して納付しなければなりません。（地方税法321条の5第2項）

◎6月1日から12月31日までの間に退職される方の場合、納税義務者の申出に

金城三郎さんの市民税・県民税

年税額 54,700円

月 割 額		
6 月	5,200円	(株)糸満商事で 10月分まで 徴収済み 23,200円
7 月	4,500円	
8 月	4,500円	
9 月	4,500円	
10月	4,500円	
11月	4,500円	未徴収税額 31,500円 徴収した翌月 の10日までに 納付してくだ さい。
12月	4,500円	
1 月	4,500円	
2 月	4,500円	
3 月	4,500円	
4 月	4,500円	
5 月	4,500円	



給与所得者異動届出書

◎この異動届出書は、コピーして使用していただいても結構です。

特 別 徴 収 ◎ この異動届出書は異動があった月の翌月10日までに必ず（一括徴収した場合においても）提出して下さい。 ◎ この異動届出書は、コピーして使用していただいても結構です。										年 度		現年度		2. 新年度		3. 両年	
令和 5 年 11 月 5 日 糸満 市長殿				所在地 〒 901-0361 糸満市宇糸満10-1-1 フリガナ イトマンショウジ 氏名又は名称 （株）糸満商事 個人番号 又は法人番号		特別徴収義務者 番 号 40000100 宛 名 番 号 12 担 連 所 属 当 格 氏 名 総 務 上 原 花 子 者 先 電 話 098-840-8128 内線（ 252 ）		給 与 支 払 者 （特別徴収義務者） 給 与 支 払 者 フリガナ キンショウ サプロウ 氏 名 金 城 三 郎 生年月日 S 34 年 5 月 6 日 個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 受給者番号 1 月 1 日 現在の住所 糸満市西崎1-2-3 異動後の 住 所 那覇市東町6-8-4		7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 一人1文字の記載に当たっては、 当該を空欄とし右側のものを記載		異 動 年 月 日 異 動 の 事 由 異動後の未徴収 税額の徴収方法					
給 与 支 払 者 （特別徴収義務者） 給 与 支 払 者 フリガナ キンショウ サプロウ 氏 名 金 城 三 郎 生年月日 S 34 年 5 月 6 日 個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 受給者番号 1 月 1 日 現在の住所 糸満市西崎1-2-3 異動後の 住 所 那覇市東町6-8-4				特別徴収税額 （年税額） 54,700 円		徴収済額 23,200 円		未徴収税額 （ア） - （イ） 31,500 円		異 動 年 月 日 異 動 の 事 由 異動後の未徴収 税額の徴収方法							
1. 特別徴収継続の場合 特別徴収義務者 所在地 フリガナ 氏名又は名称				(新規) 法人番号 所 属 氏 名 担 当 者 連 絡 先 電 話 内線（ ）		新しい勤務先へは、月割額 円を 月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入するよう連絡済みです。 受給者番号 納入書の要否 （新規の場合のみ記載） 1. 必要 2. 不要											
2. 一括徴収の場合 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年 1 月 1 日以降で、特別徴収の継続の申出がないため				徴収予定月日 11 月 25 日		徴収予定額 （上記（ウ）と同額） 31,500 円		左記の一括徴収した税額は、 11 月分（翌月10日納入期限分）で 納入します。									
3. 普通徴収の場合 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため 3. 死亡による退職であるため				※ 市町村記入欄													

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

◎この異動届出書は異動があった月の翌月１０日までに必ず（一括徴収した場合においても）提出して下さい。
◎この異動届出書は、コピーして使用していただいても結構です。

										年 度		１．現年度 ２．新年度 ３．両年度							
令和 5 年 11 月 5 日 糸満 市長殿				給与支払者 〔特別徴収者〕	所 在 地	〒 901-0361 糸満市字糸満10-1-1										特別徴収義務者 指 定 番 号		40000100	
					フリガナ	イトマンショウジ										宛 名 番 号		12	
					氏名又は名称	(株) 糸 満 商 事										担連 当絡 者先	所 属 氏 名	総 務 上原 花子	
					個人番号 又は法人番号	7	8	9	0	1	2	3	4	5	6		7	8	9
給 与 所 得 者	フリガナ	キンジョウ サプロウ				(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)	異 年 月 日 動	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法								
	氏 名	金 城 三 郎																	
	生年月日	S 34 年 5 月 6 日																	
	個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	受給者番 号	1月1日 現在の住 所	異動後の 住 所			
	糸満市西崎1－2－3																		
	那覇市東町6－8－4																		
				54,700 円	6 月か 10 月ま		11 月か 5 月ま		5 年 10 月 31 日	1 1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 〔事由・理由〕		2 1 特別徴収継 続 2 一括徴収 3 普通徴収 (本人納付)							

1. 特別徴収継続の場合																			
新 し い 勤 務 先	特別徴収義務者	(新規) 法 人 番 号										新しい勤務先へは、月割額_____円を							
	所 在 地	〒										担 当 者 連 絡 先	所 属	_____月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入するよう連絡済みです。					
	フリガナ												氏 名						
	氏名又は名称											電 話	内線（ ）						
		受 給 者 番 号																	
		納入書の要否 (新規の場合のみ記載)				右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要													

2. 一括徴収の場合																			
理 由	1 右から 番号を 記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため										徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		左記の一括徴収した税額は、 1 月分（翌月10日納入期限分）で 納入します。				
		2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため										11 月 25 日		31,500 円					

3. 普通徴収の場合																			
理 由	右から 番号を 記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため										※市 町村 記入 欄							
		2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下である																	
		3. 死亡による退職であるため																	

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

◎この異動届出書は異動があった月の翌月１０日までに必ず（一括徴収した場合においても）提出して下さい。
◎この異動届出書は、コピーして使用していただいても結構です。

										年 度		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度								
令和 年 月 日 糸満 市長殿				給与支払者 〔特別徴収義務者〕	所在地	〒										特別徴収義務者 指 定 番 号				
					フリガナ											宛 名 番 号				
					氏名又は名称											担連 当 絡 者 先	所 属			
					個人番号 又は法人番号															電 話
給 与 所 得 者	フリガナ					(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)	異 動 日 年 月 日	異 動 の 事 由	異動後の未徴収 税額の徴収方法									
	氏 名																			
	生年月日	年 月 日																		
	個人番号																			
	受給者番号																			
	1月1日 現在の住所																			
異動後の 住 所					円	円	円													

1. 特別徴収継続の場合																
新 規 特 別 徴 収 勤 務 先	特別徴収義務 者	(新規) 法 人 番 号										新しい勤務先へは、月割額_____円を 月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入するよう連絡済みです。				
	所 在 地	〒													担 当 者 連 絡 先	所 属
	フリガナ											氏 名				
	氏名又は名称											電 話	内線（ ）			受 給 者 番 号
											納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要				

2. 一括徴収の場合													
理 由	右から 番号を 記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があつたため						徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		左記の一括徴収した税額は、 月分（翌月10日納入期限分）で 納入します。		
		2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため						月 日	円				

3. 普通徴収の場合															
理 由	右から 番号を 記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため										※市町村 記入欄			
		2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため													
3. 死亡による退職であるため															